

令和6年度 民間提案型官民連携モデリング事業

公募要領

■公募期間

令和6年5月30日（木）～令和6年6月19日（水）17：00（締切）

■質問受付期間

令和6年5月30日（木）～令和6年6月12日（水）17：00（締切）

■問合せ先

<公募内容に関する問合せ>

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

電子メール：hqt-kanmin_renkei@gxb.mlit.go.jp

<提出に関する問合せ>

民間提案型官民連携モデリング事業 事務局

株式会社阪急交通社 営業統括本部 ソリューション事業部

電子メール：kanminrenkei-jimukyoku@hei.hankyu.co.jp

注：電子メールによりお問い合わせください。

また、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

※国土交通省及び事務局の対応時間は、10時から17時（土日祝日を除く。）となります。

本公募要領をご覧いただいた上で、ご不明な点があればお問い合わせください。

令和6年5月

【目次】

I. 事業の概要

1. 事業の目的
2. 事業の実施体制

II. 公募の要件等

1. 応募団体の要件
2. 募集する調査業務
3. 調査業務の上限額、件数
4. 調査業務実施期間
5. 対象経費
6. 対象外経費
7. 対象経費の精算

III. 公募の方法

1. 応募書類
2. 応募書類の提出期限
3. 応募書類の提出先・方法
4. 説明会

IV. 事業者の選定

1. 審査の方法
2. 審査の観点
3. 結果の通知

V. その他の留意事項

I. 事業の概要

1. 事業の目的

国土交通省では、経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）、PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）（令和 5 年 6 月 2 日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、PPP/PFI を推進している。

PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）では、推進の方向性として「PPP/PFI 手法の進化・多様化」、「民間による創意工夫の最大化」等が掲げられており、老朽化が進むインフラの維持やカーボンニュートラル等の政策課題について、民間発意による PPP/PFI 事業の案件形成の促進等、具体的な取組を進めることが求められている。

これらの状況を踏まえ、本事業では、インフラの維持管理・修繕等、災害対策・復旧を見据えたインフラ整備・維持管理、無電柱化、スモールコンセッション、グリーンチャレンジの 5 分野について、国土交通省所管分野における民間提案に基づく新たな官民連携手法を構築することを目的として、II. 2.（1）に記載の調査テーマ（導入検討する事業手法・スキーム）について、1 以上の地方公共団体を対象に導入検討を実施し、導入による課題や効果を明らかにする調査を実施する民間事業者等を募集する。

2. 事業の実施体制

選定された事業者（以下「調査委託先民間事業者」という。）は、国土交通省の「民間提案型官民連携モデリング事業に関する運営事務局業務」の受託者（以下「事務局」という。）との契約を交わした上で調査（以下「調査業務」）を実施する。



図 実施体制

II. 公募の要件等

1. 応募団体の要件

応募団体は、官民連携事業（民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備・維持管理等を行う事業）に取り組んでいる又は取組みの検討を進めている法人格を有する民間事業者・団体であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国土交通省又はその他官公庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (2) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に国土交通省その他の官公庁等との契約を解除されている者ではないこと。
- (3) 配置予定者が下記の要件を満たしていること（複数者による共同提案を行う場合は、共同提案体として下記要件を満たす必要がある）。
 - ・配置予定者として、少なくとも3名登録すること。
 - ・配置予定者の中から本調査業務を管理・監督する管理者を1名おくこと。
 - ・配置予定者のうち、管理者およびその他配置予定者の1名以上は、下記に示される「同種又は類似業務」のいずれかについて、平成26年度以降（過去10年間）に完了した業務において、1件以上の実績を有すること。

同種業務：応募する調査テーマと同種の公共施設等に係る、

- ・PPP/PFI 事業の導入可能性調査業務やアドバイザー業務等の調査・検討業務、又は、
- ・PPP/PFI 事業の実施業務

類似業務：地方公共団体が発注する公共事業や公共サービスに係る調査・検討業務、又は、実施業務

- (4) その他、別紙の誓約事項等を承諾できる事業者であること。

2. 募集する調査業務

(1) 調査テーマ

本公募において募集する調査業務は、下記調査テーマのいずれかに係るものとする。

<調査テーマ>

| 分野 | 調査テーマ（丸数字は調査テーマ番号） |
|---|--|
| インフラ維持管理・修繕等 （従来より公共が担っている利用料金を徴収しないインフラ（道路、橋梁、河川、公園等）に関し、民間のノウハウ、新技術の活用や業務のデジタル化等を通じ、包括的・広域的・長期的に業務を実施することにより、より効率的・効果的なインフラ運営を進めるもの。） | ① 従来より公共が担っている利用料金を徴収しないインフラ（道路、橋梁等）の維持管理等について、通信インフラ等の民間所有のインフラとの包括的な管理により、複数・広域・他分野のインフラの効率的・効果的な維持管理を図る事業スキームの検討 |
| | ② 従来より公共が担っている利用料金を徴収しないインフラ（道路、橋梁等）の維持管理等について、道路の日常管理と橋梁の点検・修繕等とを地域企業と連携して包括的に実施することにより、インフラの効率的・効果的な維持管理を図る事業スキームの検討 |
| | ③ 従来より公共が担っている利用料金を徴収しないインフラ（道路、橋梁等）の維持管理等について、設計から日常管理等幅広い領域横断を見据えた業務包括化、地域間のデータ連携等のDX活用による |

| | |
|--|--|
| | 業務の広域化・最適化、又は、指標連動方式の活用により、民間事業者の創意工夫の更なる発揮と自治体業務の効率化・高度化を図る事業スキームの検討 |
| 災害対策・復旧を見据えたインフラ整備・維持管理 <small>(地震等の自然災害が激甚化・頻発化するなか、民間の技術・ノウハウを活用して、自然災害の被害の軽減や早期復旧を見据えつつ、インフラ整備・維持管理を実施するもの。)</small> | ④ 地域資源を活用した災害時の水の確保に資する官民連携による事業スキームの検討 |
| | ⑤ 民間の物流拠点との相乗効果により地域活性化を創出する、地域活性化施設及び防災拠点（公園等）の整備・運営スキームの検討 |
| | ⑥ ドローン等の新技術を活用し、データ利活用によるインフラの災害対応（災害時初動調査を含む）の迅速化及び日常の維持管理の効率化を図る事業スキームの検討 |
| 無電柱化 <small>(効果的・効率的な事業の推進を目的として、民間の技術・ノウハウを活用し、設計、工事、維持管理を包括的に委託する PFI 手法により無電柱化を実施するもの。)</small> | ⑦ 電線共同溝 PFI 事業と、自治体内の整備済み電線共同溝路線等の既存インフラを対象とした点検・補修等の業務を包括的に管理することで効果的・効率的な事業の推進を図る事業スキームの検討 |
| スモールコンセッション <small>(地方公共団体が所有・取得する身近で小規模な遊休不動産（空き公共施設等）について、民間の創意工夫を最大限に生かした事業運営（コンセッションをはじめとした PPP/PFI 事業）により、官民連携で地域課題の解決やエリア価値向上につなげるもの。)</small> | ⑧ 地方公共団体が所有する小規模な遊休不動産（空き公共施設等）と、他のインフラ（道路等）等を連携して活用・運営すること等により、地域活性化と地方公共団体における収支改善を図る事業スキームの検討 |
| | ⑨ 地方公共団体が所有する小規模な遊休不動産（空き公共施設等）の利活用について、SIB 等の市場からの資金調達手法を活用し、エリアにおける再生に向けた事業スキームの検討 |
| | ⑩ 地方公共団体が所有する小規模な遊休不動産（空き公共施設等）の利活用について、機運醸成・需要喚起から官と民とのマッチングまでを一貫して検討・支援する事業スキームの検討 |
| | ⑪ 地方公共団体が所有する小規模な遊休不動産（廃校・駅舎等の空き公共施設等）の利活用について、地域の生活・振興の拠点の創出を目的として、地域資源を活用しつつ、空間デザインと食品・物販等のソフト事業を一体的に行う事業スキームの検討 |
| グリーンチャレンジ <small>(カーボンニュートラルの達成や気候危機への対応など、グリーン社会の実現に向けた取組（ハード、ソフト両面を含む）に官民連携手法の導入を推進するもの。)</small> | ⑫ 地方自治体が所有する遊休地において、包括的民間委託等の官民連携手法により、グリーンインフラの創出を図る事業スキームの検討 |
| | ⑬ 既存ダムを活用した官民連携による小水力発電事業の事業スキームの検討 |

(2) 調査業務の内容

調査委託先民間事業者は、調査テーマのいずれか1つについて、1以上の地方公共団体（以下「導入検討先地方公共団体」という。）を対象に導入検討を実施し、導入による課題や効果を明らかにする。

① モデル事業の構築に向けた事業手法・スキームの導入検討

選択した1つの調査テーマについて、その事業の実現化に向けた検討（実証実験等の試行含む）を、導入検討先地方公共団体を対象にして実施する。調査テーマに係る具体的な取組内容（事業手法やスキーム、導入検討の進め方など）は、応募団体が有するノウハウや技術を活用して、提案するものとする（様式2に記載すること）。なお、調査終了時点で、事業開始（実証実験等の試行含む）もしくは事業化に向けた具体的なプロセスが明らかになるよう、国土交通省、事務局、導入検討先地方公共団体と連携するものとする。

また、モデル事業の他の地方公共団体への展開に向けて、導入における課題や条件、導入後の効果について情報を整理する。

※ 調査・検討にあたっては、まず選択した調査テーマについて、その事業の実現化に向けて検討を行う地方公共団体を選定するものとする。公募時点で具体的に地方公共団体の候補がある場合は、候補の中から選定することとする（公募時点で具体的に地方公共団体の候補がある場合は、様式2に候補自治体名について明記すること）。

② 事業経過に関する報告

業務開始時、期中、委託終了前の3回、国土交通省及び事務局に対して、事業の検討状況を報告する。

また、上記検討状況報告とは別に、実施期間中、原則月1回の頻度で、事務局に対し事業の進捗状況を書面又はメール等で報告することとする。また、導入検討先地方公共団体との間で会議を実施する場合には、事前に会議の開催について事務局に連絡し、会議後には、その主な論点及びタスク等を整理した資料等を事務局に共有するものとする。

③ 報告書及びその概要の作成

上記の作業に係る資料等を報告書にとりまとめ、業務終了日までに本製本（くるみ製本）した報告書（A4版）2部とデータ集（電子データ含む）1式を事務局に提出する。また、報告書作成に合わせて、調査成果の横展開のための報告書概要も作成するものとする。これらの作成にあたっては、事前に内容について事務局に照会することとする。

3. 調査業務の上限額、件数

本調査業務の業務規模は、1件あたり、上限10百万円程度（消費税等込み）を想定している。

また、選定件数は、15件程度（インフラの維持管理・修繕等5件程度、災害対策・復旧を見据えたインフラ整備・維持管理3件程度、無電柱化1件程度、スモールコンセッシ

ョン4件程度、グリーンチャレンジ2件程度)を予定している。ただし、選定件数の多寡や応募内容により、選定件数の調整を行う可能性がある。

4. 調査業務実施期間

調査業務の実施期間は、調査委託先民間事業者が事務局との間で調査業務に関する契約を交わした日の翌日から、令和7年2月21日までとする。

5. 対象経費

本調査業務は、補助金や交付金の類ではなく、国土交通省における調査事業の一環として実施し、調査業務によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うものであり、国によるこの調査に要する経費を、国費により負担するものである。

対象となる経費の支出期間は、4. 調査業務実施期間内に限るものとする。

対象となる経費は、調査業務を実施するために必要と認められ、対象として明確に区分できるもので、かつ証明書類（請求書や領収書等）によって金額・内容が確認できるものとする。

- ・ 調査業務を行うために必要な人件費
- ・ 調査業務を行うために必要な出張等に係る旅費
- ・ 調査業務を行うために必要なその他経費（備品費、消耗品費、被服費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費 等）

6. 対象外経費

国土交通省及び事務局が調査業務に必要な経費と認められない場合は支払の対象としないものとする。

例：

- ・ 調査委託先民間事業者に係る経費（人件費等）等の調査委託以外の経費
- ・ 他事業の他の補助金等の支援も受ける場合の当該支援の対象経費
- ・ 調査委託先民間事業者の通常の事業活動に係る経費
- ・ 施設の建設・改修に関する経費
- ・ 調査業務に関係が無いと考えられる経費 等

7. 対象経費の精算

対象経費については、調査業務完了時までに国土交通省及び事務局が精査し、調査業務完了後に調査委託先民間事業者（複数の事業者が連携して事業を行う場合は、代表又は経理担当となる主体）へ支出する精算払いとする。対象経費は、事務局が調査委託先民間事業者と別途交わす調査業務に関する契約に基づいて、事務局より支出する。なお対象外経費が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外する。精算のプロセス等の詳細については、選定後、国土交通省及び事務局より、調査委託先民間事業者以案内する。

Ⅲ. 公募の方法

1. 応募書類

応募書類の様式は、下記様式（A4判、参加適格要件確認資料を兼ねる）に示されているとおりとする。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とする。また、応募書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。提出後、問い合わせや追加資料の提出等の対応を依頼する場合がある。

なお、複数の調査テーマに応募する場合は、調査テーマ1件ごとに応募書類を提出することとする。

- ・表紙 応募申請書
- ・様式1 業務実施体制及び配置予定者
- ・様式2 実施方針・実施フロー・工程計画・調査テーマに対する提案
- ・様式3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
- ・調査業務見積書（本調査業務に係る見積書を添付すること、様式の指定はなし）

（以下は、共同提案体として提案する場合のみ提出）

- ・様式4 共同提案体協定書

2. 応募書類の提出期限

提出期限：令和6年6月19日（水）17：00

3. 応募書類の提出先・方法

（1）提出方法：下記メールアドレスあてに、電子メールにより提出。（提出期限を過ぎている場合は、如何なる理由があっても受け付けない。）

（2）提出先：民間提案型官民連携モデリング事業 事務局
株式会社阪急交通社 営業統括本部 ソリューション事業部
電子メール：kanminrenkei-jimukyoku@hei.hankyu.co.jp
※データ容量は9MB以下でご提出ください。

4. 説明会

本公募に関する説明会を下記の通り実施する。

（1）説明日時：令和6年6月6日（木）15：00

（2）開催方法：オンライン形式による開催

（3）申込方法：希望を参加する場合は、下記フォームより申し込むものとする。説明会への参加は任意とする。

<https://business.form-mailer.jp/fms/964a1764242025>

（4）申込期限：令和6年6月5日（水）12：00

IV. 事業者の選定

1. 審査の方法

調査委託先民間事業者の選定にあたっては、2. 審査の観点に従って、応募書類の提出期限までに提出があったものから、外部有識者により構成される第三者委員会における審議（意見）を踏まえて選定し、7月頃に選定した調査委託先民間事業者を公表する予定である。

2. 審査の観点

調査委託先民間事業者の選定にあたっては、以下の観点から審査を実施する。ヒアリングは原則として実施しないが、必要に応じて、応募団体に対し、追加の資料請求やヒアリング等を実施し、応募書類の内容を確認する場合がある。

<評価項目>

| 項目 | 概要 | 配点 |
|-----|--|----|
| 確実性 | <体制> ・調査業務の実施体制に確実性があるか。 | 10 |
| | <実施方針・計画> ・調査業務の趣旨に基本的な理解があり、これを実現するための方針や検討が検討・立案されているか。 | 15 |
| 先進性 | ・取組むスキーム・手法等や調査検討の進め方について、先進的であり、先例がない又は先例が乏しいか。 | 20 |
| 汎用性 | ・取組むスキーム・手法等が、より他の多くの自治体においても導入されることが期待できるか。 | 10 |
| 具体性 | ・事業化に向けた調査・検討プロセス、及びその後の運営のプロセスにおいて具体性がみられるか。 | 10 |
| 有効性 | ・業務の効率化、迅速化、地域活性化等の効果が認められるか。 | 10 |
| 実現性 | ・取組むスキーム・手法等について、導入検討先となる地方公共団体の候補が存在するか。 | 10 |

※「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する 実施要領」（令和4年10月27日内閣総理大臣決定）を参考に、シーズ提案書を提出（令和6年2月1日～3月19日）した事業者について、調査テーマ設定への貢献度が高い場合に最大で5点を合計点に加点する（申請者が共同提案体で応募する場合で、複数の事業者が該当する場合は、最も配点が高いものにより加点を行う）。

※様式3に定める項目に該当がある者は、同様式に定める点数を、合計点に加点する（複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高いものにより加点を行う）。

3. 結果の通知

評価結果については、国土交通省又は事務局から、応募団体に対して通知する。

V. その他の留意事項

【調査開始以降の実施・協力体制に係る要件】

次の全ての項目について、協力を行うものとする。

- ・国土交通省及び事務局と連携・協力しつつ、主体的に調査検討を進める。
- ・調査成果の横展開を図るため、次の項目に対応・協力できる者であること。
 - 調査報告書の国土交通省ホームページにおける公表
 - 調査報告書に対する外部からの問い合わせの記録及び国土交通省への報告
 - 国土交通省が実施する官民連携に関する調査や情報収集等への協力
 - 地方ブロックプラットフォーム※等のプラットフォームの活動への協力
- ・調査業務終了後に、フォローアップ調査等に協力すること。
- ・本業務において構築された事業手法・スキームを、出来る限り継続的に検討・活用・展開すること。

※地方ブロックプラットフォームとは、全国を9つの地方ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分けて設置している産官学金からなるプラットフォームであり、PPP/PFIに関する情報・ノウハウの横展開を図り、官民対話、首長会議、研修、個別相談会、セミナー等を開催している。協力内容としては、研修やセミナー等における調査結果の発表等を想定している。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-4-1.html>

【その他】

- ・一つの応募団体から、複数の調査テーマへの応募を可とする。この場合、調査テーマごとに応募書類を作成・提出すること。評価は、それぞれの調査テーマごとに行う。
- ・複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「共同提案体」という。）の中から本公募に係る代表者を選定すること。その者は、共同提案体を代表して、本公募に係る連絡調整等を国土交通省及び事務局との間で行うものとする。なお、共同提案体を構成する全ての者が応募団体の要件に適合している必要がある。また、共同提案を行う際には、提出時に共同提案体協定書（様式4）を添付すること。
- ・調査委託先民間事業者の選定後、事務局と調査業務に関する契約を行うものとする。
- ・応募書類に虚偽又は不正が判明した場合は、提出された応募書類を無効とする。
- ・応募書類は、調査、検討における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ・応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募の負担とする。
- ・応募書類に記載した予定担当者は、原則として変更できない。但し、病床、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、国土交通省及び事務局の了解を得なければならない。
- ・調査業務の実施にあたっては、調査業務参加者は関係法令を遵守すること。また、調査業務は調査委託先民間事業者の責任で行うものとし、調査業務の実施に関して調査委託先民間事業者の責により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、当該調査業務参加者がその費用を負担するものとする。なお、万一事故が発生した場合には、代表者は遅滞なく国土交通省及び事務局に報告するものとし、その後の対応を国土交通省及び事務局と協議すること。

- ・調査の実施にあたり、国土交通省又は事務局と合意した内容が行われない又は守られない場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがある。
- ・本調査業務で作成した成果品一式の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、国土交通省に帰属するものとする。
- ・暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ①暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託の相手方等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ②①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
 - ④暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、国土交通省と協議を行うこと。
- ・調査業務は、導入検討開始から調査業務の終了まで 6 か月以上の期間を確保できるように、導入検討先地方公共団体の選定を進めるものとする。導入検討開始から調査業務の終了まで 6 か月の期間を確保できない場合、契約時に合意した経費支出を見直す可能性がある。
- ・本公募要領、別紙、別添様式に記載のない細部については、国土交通省及び事務局の指示に従うものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、応募書類の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

情報セキュリティに関する留意事項

1. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、本調査業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備する。

2. 意図せざる変更が加えられないための管理体制の整備

受注者は、本調査業務の実施において意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備するとともに、国土交通省及び事務局の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていることを示すこと。

3. 取り扱う情報の秘密保持等

本調査業務の実施のために、国土交通省及び事務局から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しない。

また、本調査業務終了時は、受注者は当該情報を国土交通省及び事務局へ返却、抹消又は廃棄を確実に行うこと。

4. 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調査業務の遂行において受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める情報について、外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティ侵害が起き又はそのおそれがある場合には、速やかにこれを国土交通省及び事務局に報告する。

5. 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の通知

本調査業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国土交通省及び事務局は、受注者に対して以下の報告を求める場合がある。

(1) 受注者に求める情報セキュリティ対策全般につき報告を求める場合

1. ～4. において求める情報セキュリティ対策の実績

(2) 受注者に取り扱わせる情報の秘密保持等に係る報告を求める場合

受注者に取り扱わせる国土交通省及び事務局の情報の秘密保持等に係る管理状況

6. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本調査業務の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を国土交通省及び事務局が認める場合には、調査業務管理責任者は、国土交通省及び事務局の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採る。

7. 再委託に関する事項

本調査業務の一部を他の事業者にも再委託させる場合には、受注者は、国土交通省及び事務局が受注者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再委託先に行わせる。国土交通省及び事務局は、再委託先に行かせた情報セキュリティ対策及びこれを行かせた結果に関する報告を、受注者に求める場合がある。